

令和 2 年 1 月 1 7 日

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係御中

令和元年（ワ）3 4 3 号国家賠償請求事件

原告：津崎 尚道 ⑩

原告：瀬戸 弘幸 ⑩

原告：佐久間 吾一 ⑩

準備書面 7

本書の構成は以下のとおりである。

まず、第 1 において、裁判長の求めにより認否を行った事実について、一部、認否を変更する部分について述べ、さらに第 2 において、被告準備書面（1）の、認否を明らかにしていない部分（同書 1 の 7 の（2）以降）の認否を明らかにし、被告らの主張が失当であることを立証主張する。

次の第 3 において、上記の陳述変更部分、未提出であった甲 26 号証の動画、さらに前回期日に原告津崎が被告に対して行った質問に、被告らが答弁を拒否した事案等をもって被告らの主張が失当であることの立証主張も行なう。

※尚、準備書面 5 の 11 頁 19 行目において、甲号証〇〇の動画 となっていた部分は本書 と同時に提出した、甲 26 号証の動画 と読み替えを行う。

第 1：認否の一部変更について。

前回裁判長より認否を求められた答弁書第 1 項目 3 の『本件不許可処分に至る事実経過』の内、小項目エの『XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX』との言動がなされた部分についてであるが、『原告津崎が発言したことは無く、他の者が発言したかは不知』とした認否を以下のように変更する。

- 1 1) 『XXXXXXXXXX』等の言動がXXXXXXらによってなされたことを認める。
- 2 2) 『XXXXXXXXXX』等の文言の内、公園集会XXXXXXXXXXが発言したものを
- 3 「T 発言」とする。
- 4 3) その他、XXXXXXを名乗る者による同様の不規則発言があったことを認め、これら
- 5 をまとめて「S 不規則発言」とする。
- 6 4) T 発言について原告津崎は不知としたことについて、乙7号証の動画を改めて検証
- 7 した結果、同発言がなされたことを【認識した】。

8 上記の【認識した】は、本件訴訟係属中まで当時の T 発言を仔細に覚えている訳も

9 なく、実際に現場では聞いていなかった、もしくは認識したことを、本件係属まで記

10 憶していない可能性も否定できないからである。

- 11 5) S 不規則発言については乙7号証を改めて検証した結果、問題発言がなされたのが
- 12 当該デモの行進中であることの認識を新たにした、というのが正確な表現である。

13 同人は、過激で且つ、下品な言動をする活動家であり、原告瀬戸弘幸（以下「原告瀬

14 戸」という）と共に、本件のような裁判をもって、不当勢力と戦う場合の障害になり得

15 るので、対策も話し合っていた経緯についても、記憶を新たにした。

16 以上が、第1の、一部認否変更についての陳述内容である。

17 第2：被告ら準備書面（1）の認否の残余について。

18 1) 同書1の7の（2）の認否については争う。理由は、被告らが同項にある、要望な

19 るものを一方的に採用していて、左記が差別的取扱いにあたることは原告準備書面1

20 の第2の項目7）（同書6頁の11行目以下）に説示しており、この一方的採用が違

21 法行為であるから、被告らの主張する憲法93条云々は論点ずらしであり一方的採用

22 について釈明していない被告らの主張は失当である。

23 2) 同書1の7の（3）は否認して争う。原告らはハルモニなる一部外国籍人が行っ

24 たデモが不当であり、かかる不当行為を行ったと原告が思料した者らの要望なるも

25 のを、【特別に採用し】且つ、一方的に不許可要件にした、被告らの行為が不当であ

26 るとしているのであって、デモの許可要件や外国籍人の政治活動に、憲法の保障が

1 及ぶか否かを示した論文云々は、本件の争点ではないから、被告らの主張は失当で
2 ある。

3 3) 同書 1 の 8 の (1) についても争う。被告らは当該項目にて『公園の利用に支障
4 をきたす蓋然性がある』と主張するのだが、左記は、二重の意味で被告らの不法性
5 を裏付けているのである。

6 イ) 被告らは原告が準備書面で求めた『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高いとし
7 たのであろうから、項目 2) の各内容を立証すべきである。』を立証しない、
8 つまり同書の 20 頁の項目 1 3 においても『蓋然性が高い』とするだけで『蓋
9 然性が高い』こと裏付ける事実が全く適示されていないどころか、不許可処分
10 について『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高い』とした表現を『蓋然性が高
11 い』に後退させていて、このことは被告らの『高度の蓋然性／蓋然性がきわめ
12 て高い』が、虚偽であったことの証左である。

13 ロ) 加えて、第 1 回期日に、裁判長による『本件不許可処分が差別的言動解消法施
14 行前の判断であることを踏まえた反論』の提出すら拒否したのであり左記事実
15 は。被告らの主張する蓋然性が法的な裏付けを欠くプロバカンダであることを、
16 被告自らが認めたことにほかならない。

17 ハ) この遡及適用事案に関しては、さらに以下の事実を付記することにより、被告
18 らの主張が虚偽であることが明白になる。被告らは原告津崎に対する、横浜地
19 裁川崎支部の決定(平成 28 年(ヨ)第 4 2 号)を公園使用不許可の根拠とし
20 ているが(同書 17 頁下から 2 行)、では、被告らが公園使用不許可決定を行っ
21 た日付はどの暦日であるかについて返答されたい。

22 被告らの返答を得るまでも無く、公園使用不許可決定は答弁書にあるように『当
23 該申請を不許可とすることとし、平成 28 年 5 月 30 日付で津崎(ママ)宛て通
24 知し、併せて同日、原告津崎に電話で不許可とした旨通知した。』(答弁書 15
25 頁、項目 ウ)不許可としたのは平成 28 年 5 月 30 日である。

26 翻って、上記平成 28 年(ヨ)第 4 2 号の決定がなされたのは、平成 28 年 6
27 月 2 日なのである。

1 この、時系列において完全に矛盾どころか、如何なる理由によっても、且つ、
2 通常人のみならず誰が見ても有り得ない、時間的経緯に【逆行する事案】をも
3 って、公園使用不許可を正当化する被告らの態様は何を意味するのか、以下に、
4 本項の小括として説示する。

5 本項の小括：

6 被告らが時系列的に、有り得ない事案をもって、虚偽の主張をする態様は、本件請求
7 原因公園使用不許可決定がな何らの法的裏付けもなく、ただ単に当初より原告らへの【加
8 害を目的として】なされたことの証明である。

9 また、被告らが仮に【遡及適用にあたらぬ例として】当該仮処分決定を援用したに
10 過ぎないと主張するのであれば、それはそれで大問題である。つまり本件は、公園使用
11 不許可が不当であるとして争われているのであって、公園使用不許可時点でいかなる基
12 準によって決定がなされたか、についての争いであり、決定当時に不存在であった仮処
13 分決定を本件での正当性の要件にすることは不可能なことは明白であり、かかる援用を
14 弁護士らをもって構成される法律職が行うことは全く失当な態様である。

15 以上をもってすれば、被告らが主張する蓋然性のみならず、本件経緯における被告ら
16 の行為はまったく根拠のない虚偽をもって原告らを貶め、公園使用を不許可にするため
17 のプロバカンダであることは明白であるから、本件経緯における被告の態様と主張全般
18 は、失当どころか犯罪行為であるとの断言が可能である。

19 4) 同書 1 の 8 の (2) の認否についても争う。被告らは (原告津崎が) 『1月31日
20 の集会において本邦外出身者に対する不当な差別的言動に相当する言動を行い、公園
21 の利用に支障を生じさせていた事実があったため』としているが、本件係属で何度も
22 主張しているように、さらに甲 26 号証の動画で立証されているように、『公園の利用
23 に支障を生じさせていた』のは妨害勢力である。

24 さらに、これも本件係属でたびたび指摘しているが、『1月31日の集会において本
25 邦外出身者に対する不当な差別的言動に相当する言動を行い、』は明らかな法の遡及適
26 用であって、(法の遡及適用の禁止は) 通常人である原告津崎にも理解できる普遍的法
27 の原則である。

1 加えてこれもまた本件係属や本書で度々指摘した、川崎市の一部外国籍人偏重や、
2 日本人差別の態様を観察していた原告津崎は川崎市による5月下旬に電話による質
3 問など【あったとしても】、『法的な裏付けを欠くプロバカンダ』に利用されると思
4 料することに全く問題はないと判断して返答を行ったであろうし、そもそも電話で
5 の質問に対する原告津崎の応酬のなかに、被告準備書面に記されている内容があっ
6 た事の証拠がない。

7 さらに加えて、原告津崎は、準備書面1において『主張の確認や意思表示を行う
8 機会を供さないどころか、第三者的な立場の者からの意見すら聴取しないまま、』行
9 われた不許可決定が不当だとしているのであって、上記電話による質問なるものは
10 『法の遡及適用の上での、法に定めのないヘイトなる文言を用いてのプロバカンダ』
11 であり意思表示を行う機会に相当しない上に、第三者の意見の聴取についても無視
12 しているから、以上3点の理由により、被告らが、主張の確認や意思表示を行う機
13 会を供したとする主張は失当であり全く認められない。

14 5) 同書1の8の(3)の認否についても争う。被告らは当該項目(1の8の(3))に
15 おいてさえも日本人に対する差別的扱いをしている。

16 上記の理由は、同項は、本邦の域外出身者またはその子孫の権利等のみについて述
17 べられており、本来、処分決定等の、複数の権利が衝突する事案において、当然勘案
18 されるべき、一方の側の権利、本件でいえば、主権者である日本国民の権利(例えば
19 表現、思想信条の自由の権利)等は一切述べられていない。

20 これは明らかな日本国民への差別的取扱いであるし、請求原因不許可処分も同様に
21 差別的取扱いによってなされたという、被告らの態様の不当性が加重される事実を示
22 すものであるから、本項における被告らの主張は失当である。

23 加えて、特定の者を名指しするか否かについてであるが、原告らが指摘したのは、
24 原告らの言動は名指しをしていないにも関わらず、一部外国籍人への名誉侵害行為で
25 あると言い張る被告らが、一方で、被告らによる原告らに対する行為が人格権の侵害
26 にあたると指摘すると『原告らの氏名等の情報を公開しておらず、人格権を侵害した
27 ということはない。』(答弁書4頁、項目4)と完全な【自己撞着である主張】につい

1 て指摘しているのであり、左記指摘になんら合理的反論をおこなっていない被告らの
2 主張は失当であり、全く認められない。

3 6) 同書、第1の項目9についても否認して以下のように争う。被告らはここでも『公
4 園の利用に支障きたす蓋然性があると判断し』、としながら、本第2の6)で指摘と同
5 様に蓋然性の裏付けの適示も、裁判長の(当該遡及適用)の問いも無視しており、以
6 上は『公園使用を不許可にするためのプロバカンダであること』を利用して日本国民
7 の一員である原告らを不当に差別したことに他ならないから被告の主張は失当である。

8 さらに、桜本のふれあいセンターの問題であるが被告らは『公募して審査を行った
9 結果』であるから違法ではないと主張しているが、『公募と審査をしたこと、イコール
10 合法の【証明】にはならない』うえに、原告らは、一部外国籍人による不法デモの準
11 備が、同施設で行われた場合の問題性も指摘しているのであって(原告準備書面1、
12 11頁4行～7行)、左記を立証していない被告らの主張は、全く信用性を欠くもので
13 あり、失当である。

14 7) 同書、第1の、項目10(1)についても以下のように争う。被告らが主張する集団
15 行動の法的要件(神奈川県条例、道路交通法云々)は、またしても、論点ずらしで
16 ある。原告らが問題にしているのは、被告らの公園使用不許可事案における態様が違
17 法、不法、不当であると主張しているのであって、デモの法的許可要件が争点ではな
18 いのである。

19 付け加えて、被告らのために、当該主張(原告同準備書面12頁)を解説すれば、被
20 告らの態様において、法の遡及適用と事前検閲によって原告らに対しては公園使用不
21 許可としながら、原告らのデモ、講演会等に対する妨害勢力側の違法行為に対してな
22 んらのコメントすら行わない被告らの態様は、原告らを差別し、つまり、繰り返すが、
23 妨害勢力の違法行為を**黙認**する一方で、原告らの適法行為、つまり公安委員会と警察
24 によって許可されたデモには、不当決定をくだすという事実が、公務員法30条に反す
25 る差別的違法行為に相当すると指摘しているのであって、左記をデモの法的許可要件
26 に争点の付け替えを行う被告らの主張は全く失当である。

1 8) 本書前項 9) は非常に重大な事案であるから、以下に補足を行い、同書項目 10 の
2 (2) も含め認否を含め被告らの不当性を補強する。

3 被告ら、特に川崎市長は、一体自己の職責について如何なる認識をもっているかに
4 ついてである。つまり一方で行われてもいない未来の集会について『公園の利用に支
5 障きたす蓋然性があると判断し』公園使用不許可にしながら、さらに、被告ら答弁書
6 や準備書面で一部外国籍人の平穩に生活する権利(被告準備書面 13 頁冒頭)などとし
7 ながら、現実には、実際に行われた違法妨害の犯罪を黙認する市長の態様は、自ら、川
8 崎市在住日本国民の、法治による平穩な暮らしを蔑ろにし無視して、治安の悪化を招
9 く行為であり、全く失当である。

10 被告福田市長は、言説をもって政治的主張を行なう原告らには不当なレッテル貼り
11 による検閲行為をもって不当処分を行いながら、暴力による妨害行為を黙認している
12 のである。

13 特に原告津崎は、福田被告に問うのであるが、違法不当行為は警察、検察が扱う刑
14 事事案だけなのか? また、市長として原告らの言説は規制するが、一方で違法行為
15 を黙認することが法治に則した状態であるかの釈明を求めるものである。

16 9) 前項の内容については、代理人らも不当極まりない主張をしているのでさらに説示
17 する。代理人らのそれは上記の、同書項目 10 の(2)において教育文化会館での事
18 件、あるいは、原告準備書面ですでに指摘済(原告準備書面 1 の 11 頁 17 行目以降)
19 の、道路に寝転んでデモのコースを変更させた妨害勢力の違法行為等についてである
20 が、**そもそも教育文化会館事件では、妨害勢力側に対しても、原告瀬戸、原告佐久間**
21 **ら使用時間と同時使用許可を出すという、許可制度の運用ミスによって、現場に妨害**
22 **勢力が入り込んだことが原因であり、**検証報告なるものをもって『対応した』と自己ら
23 の当初の運用ミスを糊塗し、違法行為について何らの非難のコメントもなく、さらに
24 一連の川崎デモ妨害のシットインなる悪質違法妨害行為について『違法行為を、弁護
25 士という法律事務職や法制課勤務の専門職たる被告代理人らが自己正当化の要件』(同、
26 23 行~25 行)としていることは、まさに論外の主張であり失当である。

27 被告代理人らがここで述べるべきは、一部外国籍人の権利や、都市公園法の適用に
28 ついての要件ではなく、上記教育文化会館事案と本件請求原因の公園使用不許可がと

1 もに、不適切運用あったことを認め、その結果、本邦の主権者の権利を侵害したこと
2 への反省と、再発防止への取り組みである。

3 10) 同書、第1の項目11についてであるが、以下の点において【全く失当】である。

4 被告らは(公園使用不許可決定を)都市公園条例3条4項に基づいて行ったので、
5 ヘイトスピーチ解消法を適用した訳ではないと主張しているが全くの詭弁である。

6 都市公園条例3条4項の【適用要件】にヘイトスピーチ解消法を用いたことは ヘ
7 イトスピーチ解消法を【適用したことに他ならない】し、弁護士が【適用要件】にヘ
8 イトスピーチ解消法を用いたことが、【同法を適用したこと】を示していることを気が
9 付かない訳もなく、左記は取りも直さず被告らが不法行為を行った自覚があり、それ
10 を嘘で糊塗しようとしていることの証左である。

11 また、被告らはここでも時系列に矛盾した主張をおこなっているのである。本、第
12 2、項目3で指摘した原告津崎への仮処分決定と公園使用不許可との時系列的に矛盾
13 した主張に加え、被告らのつまり同項で『法律案は、この憲法に特別の定のある場合
14 を除いては、両議院で可決したとき法律となる。』の、憲法59条をもって(被告らは)
15 法の遡及に相当しないとしているのであるが、一方で1月31日のデモ、集会における
16 言動を不許可要件としてしているのだが、1月31日にはヘイトスピーチ解消法は国会
17 に提出すらされていないのである。

18 上記はつまり、一方で『両議院で可決したとき法律となる。』としながら、『法律が
19 提出すらされていない時点の事案をもって』公園使用不許可の要件にしているのであ
20 って、このことは、被告らが同法を遡及適用して公園使用を不許可にしたことの言い
21 訳、詭弁のために同法の成立経緯を利用していることの証左である。

22 11) 同書、第1の項目12についても、以下の二点において失当である。

23 先ず質問に対する市長の返答の冒頭部分についてであるが『何度も申し上げている
24 とおり、公園使用を不許可としたころから端を発しています。この執行権の濫用を先
25 ずしっかりと防ぐ、それを～』の部分についてであるが、『この執行権の濫用を先ずし
26 っかりと防ぐ』として本件請求原因の公園使用不許可を、それも【この執行権の濫
27 用】と、わざわざ この を付して指定しているのであるから、執行権の濫用が本件公

1 園使用不許可において行われたことを自白しているのもあって、加えて真にガイドラ
2 インの制定と公園使用不許可事案が連動しないのであれば、言下に「ガイドラインの
3 制定と公園使用不許可事案は別の事案であり、関連付けるような質問は受け付けない。」
4 とすれば済むのに、わざわざ本件請求原因決定を持ち出し、『公園使用を不許可とした
5 ころから端を発しています。』などとしているのであるから、上記はすなわち本件不許
6 可処分において執行権の濫用があった事実を意識しての自白であることは間違いない。

7 12) 同書、第1の項目13についても同じく被告人らの主張は失当であり全く認めら
8 れない。

9 その理由は、またしてもであるが、『拡声器等を用いて騒々しく行われる蓋然が高
10 いと判断した』とする、その蓋然性が高い事についての根拠が一切適示されていな
11 いからである。しかも本、第2の3)でも指摘したように、不許可処分に至る理由
12 について『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高い』とした表現を『蓋然性が高い』
13 に後退させていて、このことは被告らの『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高い』
14 が、虚偽であったことの証左でもある。

15 13) 同書、第1の項目14については、以下のように反論して被告らの主張が失当であ
16 ることを主張立証する。

17 ここでもまた被告らは自己らがオールと称しながらそのオールの内容を、要望書提
18 出者および議会と市長のみに限定する主張を行なっているのもあって、これは被告ら
19 の主張するオールの内訳が虚偽であることの裏付けでもある。被告らは憲法93条に
20 ある制度で首長と議員が選挙で選ばれたから、本件のプロバカンダによる公園使用不
21 許可も、そのプロバカンダ上のオールの文言も、総意となる旨、主張しているが、左
22 記は単なるこじつけによる詭弁である。

23 オールという以上、少なくとも市民の総意に【近い】根拠を適示するのが行政権者
24 の責務である。そうでなければ、行政の執行件が一部の者らに私物化されるのであっ
25 て、これは独裁、専制と呼ばれる状態であり、現に、二元代表制の一方の議会が、一
26 部の者ら要望書をもってヘイトを根絶などとして、一方の川崎市長が根拠の無いオー
27 ルなる文言をもって違憲事前検閲によって不法な執行権を行使しているのであるから、

1 川崎市は一部のものらによる要望をもって首長、行政が独裁をおこなう市となってい
2 るのである。

3 さらにオールの裏付けに、憲法における『地方公共団体の議会と長の直接選挙につ
4 いて』の条文を持ち出す被告弁護士らは、ただ単に法を利用しているだけに過ぎず、
5 法理を弁えない法令利用巧者である。

6 確かに、裁判は法理の積み重ねによって審理、判決がなされる場であるが、それは
7 法理法令の基である、常識やあたりまえ、すなわち本件経緯においては、首長（行政
8 の責任者）がオール、蓋然性が極めて高いと主張するのなら、相応の責任の下で、つ
9 まり裏付けを適示すべきなのは、常識・あたりまえ、なのであって、左記のような自
10 然法、言い換えれば法令の成り立つ前提を無視して、憲法の条文に定めがある、など
11 とする被告代理人らは単に法律を弄ぶ者らであると断言可能である。

12 第3-1：認否の変更について。

13 確かに『XXXXXXXXXX』なる不穏当言動がなされたことは認めた原告ら
14 であるが、それは甲 26 号証に【極一部を】適示したような熾烈な妨害への応酬である
15 し、何よりも、被告らは、デモ参加者に対する、『ゴキブリ野郎！ゴキブリ以下！ゴミ野
16 郎！』（00：40～）や、全編に響き渡る『帰れコール』や、中途の部分（実は、原告ら
17 のデモに対して妨害勢力側が常態的に行なっている）における妨害勢力らの『ファック
18 サイン』（07：08～）や、原告津崎その他への暴力行為、器物強奪、同損壊行為（02：
19 03～、02：30～、03：18～、04：55～）や、ヤクザ顔負けの脅し文句（07：53～）や、
20 駅構内、直近での暴力、威嚇行為によって一般通行者が、恐怖に慄くさま（10：13、10：
21 40～）等について、原告らの政治的、思想的主張の極一部を切り取って、ヘイト云々と
22 する被告らが、どのような評価を行うのか回答を求めるものである。

23 ※なお、T 発言については、近年、島根県竹島で韓国軍が軍事演習を行うようになった（従
24 前は一応、警察組織のみの駐留）をもって、武力侵略が行われたことになるので、『完全
25 に（韓国が）敵国となった』事実を適示して、過去の交戦相手国同士、T 発言の場合、大
26 東亜戦争における日米間の態様のうち、米軍南太平洋方面軍司令官であったウィリアム・
27 ハルゼー中將がソロモン諸島のツラギ島基地に掲げた、標語『KILL JAPS, KILL JAPS,
28 KILL MORE JAPS. You will help to kill the yellow bastards if you do your job well.（ジ

1 ヤップを殺せ、ジャップを殺せ、ジャップをもっと殺せ。任務を首尾よく遂行するならば、
2 黄色いやつらを殺すことができる)』他を適示して、反対に、日本人は高邁で、おとなし
3 過ぎるから韓国の竹島に対する軍事侵略を許してしまったことについての主張の一部で、
4 発言の例としてなされたことを付記する。

5 例えば一部外国籍人に対する『帰れ』は違法行為だが、日本人に対する『帰れ』は(法
6 に定めがないので)適法な道徳的発言とでも評価するのであろうか?そして、甲 26 証
7 について、被告らが『ヘイトスピーチ解消法には日本人に対する憎悪表現の定めがなく、
8 適法である』と主張するなら、それこそが、決定的な地方公務員法 30 条の全体の奉仕
9 者違反及び、第 13 条の差別的取扱の禁止に相当するのは確実であるから、重ねて被告
10 らに甲 26 号証への評価を求める。

11 第 3-2 : 被告らの主張の不当性について。

12 また、本書のみならず訴状、他の準備書面で説示した、被告らの不法・不当な態様、
13 つまり以下の様々な事案 :

- 14 ・『蓋然性、蓋然が高い、高度の蓋然性、蓋然性が極めて高い』の理由を適示しないこと。
- 15 ・『高度の蓋然性、蓋然性が極めて高い』から『蓋然性が高い』への表現の後退事案。
- 16 ・人格権問題での『名指し事案』における(被告らの)自己撞着主張。
- 17 ・行政権濫用事案での【この執行権の濫用】問題。
- 18 ・『オール川崎』としながらその内訳を適示せず。
- 19 ・『事前に表明』したとする(叩き出せ事案)が実は、事後掲載であった事実。
- 20 ・『ヘイト団体』に相当する文書が不存在(川崎市回答)だったこと。
- 21 ・『上記動画(甲 26 号証)への被告らの評価』と言い返しの関連。
- 22 ・『遡及適用問題』での時間的経緯がおかしい事案。
- 23 ・(前回期日の)『川崎市がどの国の市であるか』の問いに対する答弁拒否事案。

24 等、被告らが根拠を示さない、もしくは非合理的な主張、あるいは両方をおこなっている
25 事案が多数存在する。

1 もとより、本件経緯を観察すれば行政権者が【蓋然性】等の文言を用いて【無の事実】
2 を適示すれば、いかなる不法行為も可能になるのである故に、原告らは訴状において

3 『あたかも魔女狩りのように冷静さを欠いたメディア・スクラム報道によって、ある特
4 定の方向に世論が誘導されていたとしても、未だ施行されていない法律を理由に「表現
5 の自由」を制限したことは、超えてはならない一線を越えてしまったことになる。』

6 (訴状4頁最下段～5頁1行目、下線は本書で付記)

7 として本件提訴に及んだのであり、懸る事態は全く容認できない。それでも尚、被告ら
8 が自己の正当性を主張するのであれば、裁判長に疎明を求められても拒否する被告らで
9 あるから(あるいは、被告準備書面1の18頁をもって疎明というのであればだれでも
10 矛盾に気付く程の、失当な詭弁であるし) 合理的な説明など期待するべくも無いのであ
11 るが、【少なくとも】被告ら行政権者が『高度の蓋然性、蓋然性が極めて高い』として当
12 該公園使用不許可という不利益処分を行った以上、その根拠をしめすことは行政の長、
13 あるいは運用者の責任である。

14 繰り返すが、上記の根拠すら示せないのであれば、『川崎市がどの国の市であるか』の
15 問いに対する答弁拒否事案と併せて、被告らが日本人のための政治を蔑ろにする、独裁、
16 専制者であることを認めたこととなるのである。

17 以上をもって、本書の結語とする

18 - 以上 -